

第 26 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 8 月 26 日 (月) 午前 9 時 30 分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員 (8 人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫		
4. 欠席委員 5 番 舩山 彰夫 8 番 伊藤 悟
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 菅野邦彰主査 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 68 号 農地法第 18 条の規定による報告について

日程第 4 議案第 77 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 78 号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第 6 議案第 79 号 飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する
意見について

議長 (会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

今日の朝の新聞に、日米の貿易協定が9月下旬に調印する予定と載っておりました。アメリカの言う牛肉、豚肉、乳製品、TPPの譲渡を得られたと、若干触れられておりましたが、どのようなことになるのか、その協定項目は後にならないと開示しないと出ておりましたので、精細はぜんぜん分からない状況でございますが、みなさんで見守っていきたいと思います。

今日この頃、暑い季節が過ぎまして、朝晩はめっきり肌寒いような感じになってきましたが、私も年のせいなのか分かりませんが、みなさんはいかがでしょう。後は、秋の収穫に向けて進むだけとなってきました。農作業には十分注意して、これから作業を行って頂きたいと思います。

また、今から7年前、青年給付金(農業次世代人材投資資金)が出来たわけですが、去年より20億円減額されたという新聞報道がありました。現在は、農業次世代育成型支援事業に毎年150万円、最長5年間支給される事業でございます。それが20億円減額されたことが、これからどのような影響が出るのか、また、新たに農業を行うということに対して、町がどれくらいの支援が出来るのか、これから町にとっても大変な時期がやってきたと感じられております。以上、挨拶とさせていただきます。

ただ今より第26回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、5番船山彰夫委員、8番伊藤悟委員でございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、9番朝倉隆一郎委員、1番鈴木寛幸委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。

それでは日程第3報告第68号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法18条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字上ノ原 3364	
	地目地積	田1筆で869㎡	

2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3658	
	地目地積	田 1 筆で 1,700 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3324-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,627 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字角間田 552	
	地目地積	田 1 筆で 2,006 m ²	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3036	
	地目地積	田 1 筆で 1,733 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3036	
	地目地積	田 1 筆で 1,733 m ²	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3036	
	地目地積	田 1 筆で 1,733 m ²	

1 番の案件は、自作するための解約になります。

2 番と 3 番の案件は、借受人が変わりますが、先月総会の方で、I ターンで来られた埼玉県の〇〇〇だったんですが、6 月に引っ越しで来られて、8 月まで研修をしながら、独立するように準備して参りましたが、指導者との折り合いがつかないということと、農業の厳しさを改めて感じて、やっぱり独立する事は、まだできないということで、今は長井の農業生産法人で、研修をしながら、今後の将来のことを考えて頂いているところであります。契約した農地をこのままにはしておけないので、〇〇〇に借りて頂くことになったので、解約となったのでご承知おきくださるようお願い致します。

4 番の案件は、中間管理機構を通して〇〇〇に借りて頂く予定で、手続きをして頂いております。

5 番の案件は、4 番と同じ案件ですが、中間管理機構が借りた状態で、受け手が代わるだけで、解約する必要はなかったのですが、現在の状況だと、小作料が元の〇〇〇から

引かれることとなり、一旦すべて解約しないと口座停止が出来ないことが分かって、このたび、両方とも解約することとなり、改めて契約します。

6番の案件は、こちら手ノ子の開発地区の基盤整備の関係で、面積を集積する関係があり、今回〇〇〇が解約して、地元の〇〇〇が借りる予定で解約になっております。

7番の案件も、5番の案件の賃借料の件と同じで、口座から引かれることを防ぐために一旦解約するものです。

以上、7件について報告致します。

議長 報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第4議案第77号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借の更新が1件であります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字荻ノ袋 181-1 はじめ 25 筆	
	地目地積	田 21 筆畑 4 筆で 24,822 m ²	

以上1件につきまして農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議上ご承認下さいようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。

では、私の方から説明させていただきます。今回の案件については、手ノ子の基盤整備事業に合わせてすべてを〇〇〇が耕作する者です。〇〇〇は、一生懸命頑張っておられ何ら問題ないと思われまますので、みなさんのご理解をお願いしたいと思います。

議長 それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定致しました。それでは日程第5議案第

78号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。新規の利用権設定が2件、再設定が1件、合計3件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3324-1	
	地目地積	田1筆で 2,627 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3658	
	地目地積	田1筆で 1,700 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字神倉南 5474	
	地目地積	田1筆で 1,841 m ²	

1番2番の案件は、先ほど解約した〇〇〇の農地であります。3番の案件は、再設定になります。以上3件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており問題ないと思われまので、問題ないかと思われまので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。最初に私の案件がありますので、退席致します。その間、安部職務代理の議事運営をお願い致します。

安部職務代理 ただいま、説明がありましたように、会長本人の案件でありますので、代わって議長を務めさせていただきますので、よろしく致します。それでは、3番の案件について審議致します。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。1番鈴木委員

鈴木委員 再設定でありますので、何ら問題ないと思われまので、ご審議お願いしたいと思ひます。

安部職務代理 それでは、質疑に入ります。ただ今説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

安部職務代理 挙手全員です。よって、3 番の案件について承認することに決定致しました。井上会長に報告致します。全員挙手によって承認することに決定しましたので、ご報告致します。

議 長 それでは、他の議案を審議致します。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく願います。9 番朝倉委員

朝倉委員 1 番 2 番の案件であります。先ほど事務局から説明ありましたが、〇〇〇が I ターンで、飯豊町に來られて、この農地を利用して、作付する予定でありましたが、耕作する農機具だったり、出荷するのに作業場も必要だということで、準備不足もありましたので、今回、この農地を同じ小山の〇〇〇が引き受けることになりました。〇〇〇さんについては、みなさんがご存じのとおり、この地区で一生懸命やっている方ですので、何ら問題ないと思われまますので、よろしく願いたいと思います。

議 長 それでは、質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、願致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、承認することに決定致しました。

それでは、日程第 6 議案 7 9 号「飯豊町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

菅野主査 私の方から、説明をさせていただきます。飯豊農業振興地域整備計画の変更について、飯豊町長より協議依頼があったので、意見を求めます。

今回の変更につきましては、農用地区域変更の内容にありますように、農用地区域外の除外 341 m²であります。除外する所在は、大字中字沖 3660 番、面積 341 m²、除外の目的は住宅の建設でございます。土地の地目は、登記簿・現況共に田、用途区分は農地、土地利用の規制はございません。

除外する具体的理由は、住宅の建設であります。土地改良事業との関連事業は、国営造成土地改良施設整備事業と記載がなっていますが、訂正願致します。右岸経営圃場整備事業で昭和 43 年から昭和 52 年の事業でございます。すでに、事業完了から 8 年が経過しております。

事業計画について、説明させていただきます。申請農地につきましては、萩生駅から北へ 1.5 km、沖集落近くの農地であり、第 1 種農地に判断できます。

事業者は、〇〇〇、〇〇〇。事業の目的は、住宅の建設。事業計画及び事業概要につきましては、木造 2 階建て住宅 68.87 m²、家庭菜園 175.00 m²、通路他 97.13 m²、合計 341 m²でございます。事業計画地については、先ほど説明したとおりでございます。農業生産の状況は水稻 600 kgとなっておりますが、今年度は野菜等の作付になっております。

当該農地を選定した理由及び経過は、長男夫婦の住宅を建設するにあたり、地理的条件（道路に面していること）面積条件、地権者の同意等について、検討した結果、当該地が最適と判断し、計画地に選定したところでございます。他の個別規制法はございませんが、農地転用申請の際に、皆様に協議を頂くことになります。

その他、事業の実施に伴う付近の農用地又は農作物に対する被害予想の有無でございますが、特段ございませんが、近隣農地、農業用水路等に影響がないよう関係機関と、引き続き協議してまいります。該当土地に関する土地改良事業は、先ほど説明した通り、右岸経営圃場整備事業でございますので、訂正の方、お願い致します。土地利用計画図を添付して頂いておりますので、ご覧いただければ幸いです。

変更予定地選定の適否に関する市町村長の検討表でございます。農業振興地域整備第 13 条第 2 項に関する要件を満たしているかの判断でございますが、農業上効率的、土地改良施設等の支障を及ぼすことは軽微であると判断しております。

以上、説明させて頂き、みなさまのご意見を頂きたいと思っております。

議長 長 ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 26 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午前 9 時 55 分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年 8 月 26 日

議長 _____

署名委員 (9 番) _____

署名委員 (1 番) _____